

◎新潟県告示第10号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成24年1月24日新潟県告示第62号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除する。

平成25年1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除する形質変更時要届出区域
新発田市大手町四丁目7番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去